

第9回泉南市自治基本条例検討委員会会議録

日 時 平成23年11月21日(月)午後6時30分～8時30分
場 所 泉南市役所 2階 第一委員会質
・出席委員 7名
・事務局 政策推進課長、政策推進課課長代理、企画係長、企画係主任

<事務局> 定刻となりましたので、第9回検討委員会の開催をお願いします。後ほど今後のスケジュールのご説明をいたしますが、年内に集中的に議論をいただき年明けにパブリックコメントを実施したいと考えています。

本日の次第にありますように、これまでのご議論を条文化しました中間まとめ案について検討をお願いいたします。では、委員長お願いいたします。

村田委員長より本日の議題および進行について説明

<村田委員長> 今日から中間まとめ案を集中的に議論していく。内容的にボリュームがあり、次第に基づいてさっそく進めていきたい。先に事務局より説明をもらい、その後、議論を行いたい。

事務局から今後のスケジュール、つづいて中間まとめ案の構成、そしてまとめ案の内容の説明をしてもらいたい。

- ・ 事務局より書類番号4「(仮)泉南市自治基本条例策定スケジュール(案)」について説明を行う。

<村田委員長> 今の説明について質問がある委員は言ってもらいたい。庁内のパブリックコメントはどのように実施するつもりか。

<事務局> 庁内LANで職員全員が見ることができる掲示板を使うか、メールで全課照会を掛けて意見を募る方法を考えています。

<村田委員長> 意見を求める際にこの委員会で検討したものが資料として出されるのか。

<事務局> パブリックコメントの対象である中間まとめ案とこれまでのワークショップ・議論の中で作成された検討事項についての「まとめシート」を出し

て意見を募りたいと考えています。

<村田委員長> スケジュール案について異議はないか。

- ・ 異議出ず。

(1) 「泉南市自治基本条例」中間まとめ案について

<村田委員長> では、続いて説明を行ってほしい。

<事務局> それでは、中間まとめ案についてご説明します。

- ・ 事務局より書類番号2（「泉南市自治基本条例中間まとめ(案)の構成」）及び書類番号3（「泉南市自治基本条例（中間まとめ案）」）について説明を行う。

(2) 全体討議

<村田委員長> 今の説明に何か質問はあるか。

<委員> ワークショップの結果が分かれるものについては、両論併記するはずだったと記憶しているが、そうっていない。「前文」、「目的」は全体で討議して決めていくはずだったのに何故出来上がっているのか。また、（中間まとめ案の）第8章「連携と交流」などワークショップで検討もしていないものが上がっている。

本日は出席委員も少なく、出席している我々だけで決めていいのかとの疑念もある。今日ここで何かを決定するのは、良くないと考える。特に「目的」は条例の性格を決定するものだからじっくりと議論したい。

<村田委員長> 質問というよりは意見をもらった。ほかに、質問や意見がある委員はないか。

<委員> 中間まとめ案を見て、「確かに漏れている項目があったな。漏れているところに、いいものを入れてくれたなあ。」と私は思った。但し、中身について

は議論する必要がある。

<村田委員長> 両論併記に該当するのは「前文」にかかる箇所が多い。前文については議論が必要だ。決定する・しない、というのではなく、この後議論をしようとして提案したい。先ず、両論併記のことを含め榎原委員の意見について、事務局はどう考えているのか。

<事務局> 両論併記していないことについては、全体のつながりを考え、一旦、仮に一方の結果にて記載し、委員会でのご討議により変更すべきところは変えるつもりでした。

<委員> 両論併記すべきところは、対案としてわかるように記載してもらいたい。文字で確認したい。

<事務局> 分かりました。次回の委員会の前にお渡しするようにします。

<委員> 阪南市が作成していた条文解説を作るのか。

<村田委員長> 逐条解説は必要だ。

<事務局> いつの段階で作るかということだと思います。

<村田委員長> 条文を理解しやすくするのはもちろんだが、逐条解説に何を記載するかも、この委員会で議論していきたいと思うが、各委員異議はないか。

- ・ 異議出ず。

<村田委員長> 日程については後で調整するが、先ほどの事務局からのスケジュール説明の中であった、現在決まっている予定に加えて12月にもう1回委員会を開催することに、各委員異論はないか。

- ・ 異議出ず。

<委員> 用語の説明を聞きたい。第3条で普通地方公共団体と記載がある。「普通」とはどういうことか。

<事務局> 地方自治法の規定では地方公共団体の種類として、普通地方公共団体と特別地方公共団体があげられています。普通地方公共団体とは都道府県・市町村のことを指し、特別地方公共団体には特別区・地方公共団体の組合・財産区・地方開発事業団の4種類のものがあります。

<村田委員長> 「前文」の議論の方法に何か提案はあるか。自分で書いてきたとかこうしたいとかあれば出してほしい。とりあえず本日は各委員から自由に意見を出してもらいたい。次回、それらを網羅したものを事務局に作成してもらい、そして議論し絞りこんでいってはどうかと思う。意見がある委員は言ってほしい。

<委員> 「前文」の最後に、「市民自治の実現をめざします」とあるが目指すべきは福祉の向上であると思う。自治を確立した上でどうするのか、岸和田市のように覚悟を持って明確に打ち出すべきだと思う。

<村田委員長> 確かに条例の中で「前文」の持つ意味は大きい。実は、これまでの委員会の討議を考慮して自分なりの前文の案を作ってきた。しかし、今日には出さずに、各委員から意見を出してもらい次回に1つの意見として私のものも出したい。

中間まとめ案の「前文」について私が先ず思うのは、「補完性の原則」や「新しい公共」など「 」付のことばは十分な説明の要る言葉なので、前文にはもっと分かりやすい表現が必要だということだ。

<委員> たとえば、第2条で事業所も含めて市民だとなっており、ワークショップでもその議論はあった。しかし、条文が進むと唐突に「事業者の責務」という言葉が出てきた。事業者の位置づけが不十分で分かりにくい。

<委員> ブータンの国王が来日され、それに少し触発されてのことだが、幸福度の指標というものを取り入れて、特徴付けできないものかと思う。

<村田委員長> 「誇り」という言葉も抽象的過ぎるのではないかと思う。

<委員> 「 」付でまで出す必要はない。

<委員> 前段部分で、関西国際空港や臨空都市など開発を願っていることが強く出すぎている。また、魅力あるまちというのも抽象的で、たとえば、平和で

明るいだとか人に優しい、環境にやさしいなど、もっと具体的に表すべきだ。

<委員> 予算が縮小される中でゆとりがなくなってきて様々な問題も生じてきている。「前文」に直接関係しないが、行政にも誇りを持ってもらいたいものだ。行政にゆとりがなく、市民にもゆとりがなくなっている。

<村田委員長> 「補完性の原則」を謳うのであれば、それに向き合う行政の覚悟、姿も明確にする必要があるし、もっとわかりやすい表現が必要だ。

<委員> 市民に求めるばかりに見える。市民に責任をもたせて行政サービスがなくなっているように感じる。

<村田委員長> 「前文」についてはどうか。

<委員> 「新しい公共」はわかりにくい。

<委員> 何をさしているのか分かりづらい。

<村田委員長> 逐条解説で説明が必要だ。

<委員> 臨空都市という言葉がしばしば出てくるが、そんなに空港への依存度が高いのか。

<委員> 高くはない。

<委員> 「前文」を読むと依存度が高いように感じる。

<村田委員長> 私もよく理解できていないが、「前文」や後の条文でも関西国際空港との連携などと出てくる。事務局を含めて意見を出してほしい。

<委員> 市は今も何か連携しているのか。

<事務局> 固定資産税が納付されているということくらいです。

<村田委員長> あえて、記載している理由は何か。

<事務局>「前文」を検討項目としたワークショップで関空との共存共栄を目指すべき姿とするという内容で色々のご意見をいただいていたので記述しました。

<委員>第32条に「国際拠点空港として発展するよう支援する」といい、「前文」では「臨空都市としての発展は、私たちの誇り」だとしているが、市民全てがそう考えているだろうか。

<事務局>国際空港がある都市は限られています。税収を考えても切り離すことはできないと思います。

<委員>以前から住む人はそうでもないだろうが、私は国際空港ができるから泉南市に住むことに決めた。それで住んでいる人も多いと思う。

<委員>関空があるおかげで他市へ行っても泉南市のことを説明しやすいし、空港からの税収だけでなく雇用等でもいい影響がある。

<村田委員長>この部分で言うと「臨空都市としての発展は、私たちの誇りです」というのがどうも引っかかる。

<委員>よその都市は書けないのだろうが、自慢できるものかどうか。

<村田委員長>関空の話ばかりに目が行くが、城森委員の言うように平和、環境など大きなくりの中で、歴史・文化などと体系付けながら誇りというものを表現するなら良いと思う。しかし、「関空が誇りです」では「前文」としての重みに欠けるように感じる。

<委員>第32条(関西国際空港との連携)の記述をもっと充実させて、「前文」での扱いは簡略化したほうがいい。

<委員>関空に気を使いすぎだ。「前文」中「先人から～私たちの誇りです。」の一文は不要だ。

<委員>関空が誇りではない。

<委員>そうだ。交通が便利になっただけだ。

< 委員 > 但し、開空抜きでも考えられないだろう。

< 村田委員長 > 冒頭「泉州地域は、」でなく「私たちのまち泉南市は」で始めたい。

文言についていろいろあるだろうが、今日のところは内容について意見を言ってもらいたい。

< 委員 > 「先人から～私たちの誇りです。」の文は削除してほしい。そして続く文の中でも「誇り」とともに」という言葉を消してほしい。また、「市民自治の実現をめざす」というのを「福祉の向上をめざす」に代えてほしい。

< 村田委員長 > 「前文」についてはまだ意見があるだろうが、ここまでの意見を事務局で整理してもらうとともに、次回各委員が思う「前文」を作ってきてほしい。では、次に進んで第1章総則について、意見を出してほしい。順番に第1条についてどうか。

< 委員 > 繰り返しになるが、最後のところを「市民自治の実現を図って福祉の向上をめざす」としたい。

< 村田委員長 > ぜひ「福祉の向上」を入れたいという意見か。

< 委員 > そうだ。

< 村田委員長 > いれてみて検討しよう。

第1条で「前文に掲げた理念に則り」という但し書きのような表現は必要だろうか。

< 事務局 > 他市の例でもそうですが、当初は理念と目的の2つを条項として記述するイメージをもっていました。しかし今回は理念を前文に込めましたので、いわば理念は前文に溶け込んでいるという状態のため、このように表現しています。今「前文」で色々ご意見をいただきまして、前文内において理念をもっと際立たせた方が良いのかなとも思います。

< 村田委員長 > その方が良い。

<委員>それは条文として独立させることか。

<事務局>「前文」の中に「～を理念とする」という文言を入れたいと思います。

<村田委員長>続いて第2条(条例の位置づけ)はどうか。一般的な他市での書き方はどうなっている。

<事務局>色々あります。簡単に書いているところもありますが、厳密さを重視し、堅苦しく書くところもありました。簡単に書いているところは逆に、解説文でこういう風に書いているのではと思います。

<委員>簡単に記載してしまうと解説がだらだらと長くなって、かえって読みづらいのでこの書き方でよいと思う。

<村田委員長>今日のところは決定ではないが、この方向で行こうということで構わないか。

- ・ 各委員より了解の声が上がる

<村田委員長>次、第3条(基本となる用語)についてどうか。「前文」にあった「補完性の原則」、「新しい公共」を入れるとしたら、この条文が逐条解説で書かねばならないと思う。それと、コミュニティ“ー”と伸ばすのかどうか。

- ・ 各委員より通常は伸ばさないとの声があがる

<村田委員長>では、「コミュニティ」の表記にしたい。

<委員>(2)は定義文を一段下げて始めなければいけない。

<村田委員長>ここに上げた用語はどこから引っ張ってきたのか。

<事務局>いいえ、引っ張ってきたものではありません。

<委員>市を市議会及び市の執行機関として一括する方がいいのだろうか。

<事務局> 議会の責務などの項目では当然分けて書いていますが、他の箇所では主語としての「市」は一括したもののほうがよいと考えました。他市では分けているところもあります。

<委員> 自分の考えもまとまってはいない。第7章では「行政」という言葉も使われている。

<村田委員長> それでは、先に進めたい。第2章基本原則とある第4条～第6条について何か意見はあるか。

<委員> 第5・6条については何も無いが、第4条(市民自治の原則)に機会の保障を入れてほしい。参画する機会の保障が抜けていると思う。第4条でなくても第2章の基本原則に入れてもらいたい。

<事務局> 第3章市民の権利と責務に入っていますが。

<委員> 基本原則のほうがいい。あと1点、「自主性の尊重」はあるが「人権の尊重」が書かれていない。入れられればと思う。

<村田委員長> 機会の保障は市民の権利にかかわるものではないかと思うが。

<委員> 基本原則に入った方が強く保障される気がする。「市民は市政への参画の機会が保障される」という文が基本原則に入れば場所は問わない。

<事務局> 第4条で主語が「市民及び市は」とあるところに入れると互いに権利を保障しあうことになってしまい、おかしな感じがします。

<委員> 切り離した方がいいだろう。

<委員> では、独立した条文として書くことにすればいい。

<村田委員長> 私はこのままでいいと考える。第4条は市民自治の原則だから主語は市民及び市とする方がよい。そして、続く第5・6条で情報の共有や参画と協働という現在の地方分権の中で重要性の高いものが書かれている。条文の構成という点からもこのままでいいと思う。

<委員> 私もこれでいいと思う。

<委員> 第4条と第6条を合せて見れば、市民の参画は保障されていると思う。

<委員> 第6条に「市民及び市は、多様な主体によるまちづくりを推進するため」とあるが、多様な主体とは何なのか。

<村田委員長> 「多様な主体によるまちづくり」という言葉はよく使われる。地縁による団体やNPO法人など様々な主体があるということだが、その使い方とこの条文での使われ方・解釈がどうか、ということだろう。事務局はどういう意味で使用しているのか。

<事務局> 「多様な主体」には市民及び市も含まれますが、まちづくりというのは特定の人や団体だけでなされているものではなく、様々な人によって支えられており、それをいっそう進めるため、という考えでこの言葉を使いました。

<委員> 主語である「市民及び市」に含まれるのなら書かなくていいし、含まれないなら定義しなければならない。

<村田委員長> これに代わる言葉はないだろうか。

<委員> 「多様な主体による」を省いてはどうだろうか。

<委員> 省いてしまえば議論する必要もない。

<事務局> たしかに、省いた方がすっきりします。また省いたとしても、市民と市はまちづくりを進める、そのまちづくりとは第3条に定義してあるとおりですので、一番いいことは記述できています。

<村田委員長> では、今のところは決定ではないが一旦省いておくこととする。

<事務局> ただ、第3条(1)市民や(4)コミュニティとの整合性を取る必要もありますので、本日はとりあえず保留としていただければと思いますが。

<委員> 第3条(4)コミュニティのところでは一定の地域とあるが、「一定の」は

必要ないのではないか

<村田委員長> コミュニティとは一定の地域を指すものであるし「一定の地域と」と並列の「と」があることから、「一定の地域」と「人と人とのつながり〜」は別のものになる。文章の整理が必要だ。

<委員> 後の条文に国際交流まで書いているのに「一定の」と限定する必要はないのではと思う。

<事務局> ここではコミュニティとは地縁によるものと知縁として記載しているアソシエーション型のものがあるということで記述していますので、「と」でなく「一定の地域の」とした方が分かりやすかったとおもいます。

<村田委員長> では、「と」を「の」とする。

<委員> 第4条で「市民及び市は互いに自主性を尊重し」とあるが、互いにとはどういうことか。

<事務局> 対等に向かい合っってという意味です。

<委員> 先ほど人権ということを話したが、ここに「人権」を入れたらどうかと思った。

<村田委員長> 尊重するのは自主性だけなのかという意見だ。確かにいろいろあるだろう。しかし、どこまで入れるかという問題もある。

<委員> 市民の責務として第9条に入っている。市民と市の関係で人権を入れる必要はないと思う。

<委員> 必要ないだろう。

<村田委員長> 大方の委員はこのままでよいという意見か。

<委員> 自主性を省いてはどうか。

<村田委員長> 自主性は必要だ。

<委員> 市民自治の原則についてなので、自主性だけでいいと思う。付け加えて入れだしたらきりがなくなる。

<村田委員長> 今日のところは、第4条についてはこのままとする。第6条の「多様な主体による」は一旦外すこととする。時間がきたのでここまでとしたい。続いて先に話をした12月の2回目の委員会の日程を決めたい。

- ・ 各委員の都合等を確認し第11回の検討委員会の日程を12月16日(金)午後6時30分からと決定

<村田委員長> 次回第10回の委員会(12月12日)では自主的に「前文」を作ってきた委員は少し早めに来てもらいたい。前もってコピーして配布する。第11回には内容の確認も必要だが時間も限られているので、可能なものはその場その場で結論付けたい。

<委員> 12月の委員会ではもっと出席委員が減るかもしれない。

<村田委員長> 次回の様子を見て判断したい。ただ、出席できない委員にも内容の確認は取らなければならない。事務局はほかに何かあるか。

<事務局> 本日、修正等のご指摘をいただいた分につきましては修正を施した上で資料として会議録とともにお届けします。ただ、中間まとめ案はこれからもご討議いただくもとなりますので、これはそのままとさせていただきます。

<村田委員長> では、これをもって本日の委員会は終了とする。

<事務局> ありがとうございました。